（認定特定行為業務従事者（経過措置）認定申請　添付書類）

社会福祉士及び介護福祉士法附則第４条第３項各号の規定に該当しない旨の誓約書

平成２４年○月○○日

岡 山 県 知 事　殿

申請者　　住所
岡山市北区内山下２－４－６

介護職員

申請者の個人印

氏名　~~（法人にあっては名称及び代表者名）~~
岡　山　太　郎　　　印

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

（社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第三項）

一　成年被後見人又は被補佐人

二　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者。

三　この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者。

四　第四十二条第二項において準用する第三十二条第一項第二号又は第二項の規定により介護福祉士の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者。

五　附則第四条第四項の規定により認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ぜられ、その日から二年を経過しない者。

（関連規定）

法附則第四条第三項第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、薬事法、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者自立支援法、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の規定とする。